四日市市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月15日

四日市市長 田中 俊行

四日市市規則第62号

四日市市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

四日市市生活保護施行細則(平成13年四日市市規則第28号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前						
(決定通知書)	(決定通知書)						
第4条 法第24条第3項及び第9項、	第4条 法第24条第1項及び第5項、						
第25条第2項並びに第26条に規定	第25条第2項並びに第26条に規定						
する書面は、第8号様式、第9号様式	する書面は、第8号様式、第9号様式						
又は第10号様式によるものとする。	又は第10号様式によるものとする。						

第1号様式を次のように改める。

(第1号様式) (第3条関係)

(371771820)			
受付番号			
受付年月日	年	月	日
ケース釆号	·		

	年月日	年	月 日	生	三 活	元 保	: 護 申	請書						
ケーノ	不番号	<u> </u>		<u> </u>					年 月	日				
	四日市	市社会福祉事務	所長	申請	者	住所								
						氏名				印				
						保護	を受ける者との)関係						
	連絡先													
	下記の)通り生活保護法に	1よる保護を申	∄請し;	ます。									
· 住	注所	四日市市					現在の所へ 住み始めた 時期	昭・平	年	月 日				
	人員	氏 名	個人番号	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴(学年)	職業(学校名)	健康状態				
家	1	<u> </u>	 			!		<u> </u>	<u> </u>					
族	3	<u> </u>	<u> </u>					<u> </u>	<u> </u> 					
NT.	4		+			 			<u> </u> 					
0)	5		+											
	6													
状	7													
	8			'	<u> </u>	!			<u> </u>					
況	9			<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>						
	10		+											
に	住んで	そのうち別な場所 いる者があるとき 者の氏名と住所												
保		・申請する 理由												
	異諱	請書に書いたことに 義ありません。 護についての検診3)があっ	った場合は申記	青を却下されて						

(3)保護の内容に異動があったときは、必ず届け出ます。

第14号様式を次のように改める。

(第14号様式) (第9条関係)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等による支援給付申請書

支援給付を受けようとする方の住所												※実施機 関等受付 年月日					
支援給	氏	個人番号							続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態		
									ŧ	中国残留 『人等本人							
付申										特 定 配偶者							1
請世																	
帯																	1
同居																	1
して																	
いる																	
世帯																	
113																	
家族のうち別のところに住んでいる方がいるときはその方の名前と住んでいるところ																	
		弋況(別添1						収え	人()	り状況(別	· []添2)		関係先	に照会へ	の同意	意(別添3)	1
支援約	合付を申請	青(変更申請	清)	する	5理	曲											_
上記 特定國	このとおり村 記偶者の自	目違ないの 目立の支援	でに	、中 関 [*]	国を	残留法	留非 律	『人: 等に	等は	の円滑なる支援給	☆帰国の けを申)促進 請(変	並びに永住帰 変更申請)しま	帰国した す。	中国残	器が人等及び	
年 月 日 申請者住所 氏 名 東援給付を受けようとする方との関係												(ii)					
四日市市社会福祉事務所長																	
/	1 - 30 -44																_

(記入上の注意)

- 1 ※印欄は記入しないでください。
- 2 申請者と支援給付を受けようとする方が異なる場合は、別添の書類は支援給付を受けようとする方に記入してもらってください。
- 3 書ききれない場合は、余白に記入するか、別紙に記入のうえ添付してください。
- 4 事実と違う申告をするなど不正な方法で支援給付を受けた場合は、法律により処罰されることがあります。
- 5 この申請書は開始、変更いずれの場合にも用いるものとし、変更申請の場合は、変更にかかる事項を記入し、別添1から3のうち必要なものを添付してください。

附則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。